

## 原子力防災訓練

### [簡単に]

原子力事業所等での災害発生を想定した訓練

### [詳しく]

国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関が連携して、原子力発電所等の原子力施設での事故または核燃料物質等の輸送中の事故が発生したという想定のもとに、関係機関の機能が有効に働くかどうかの確認、さらに、地域住民を含めた防災関係者が原子力災害に対して十分な心構えを持つことができるよう、原子力防災に対する意識の高揚と知識の向上のために行います。

### [角度を変えて]

原子力防災訓練には、国が主体となって行う原子力総合防災訓練（毎年1回実施）と、地元の道府県等ならびに原子力事業者が行う原子力防災訓練があります。いずれも関係機関が連携して、緊急時の通信連絡、環境放射線のモニタリング、周辺住民への広報活動などを模擬して行います。通報、緊急時モニタリング、緊急時医療など、防災活動の項目ごとに熟練度を高めていく訓練と、地域の住民、国、地方公共団体、原子力事業者などの連携を確認するための訓練を組み合わせながら進められていきます。

### [わかりやすく伝えるポイント]

震災後に、この概念について説明するなら、福島事故時はどう機能したのか、その際の反省点、改善予定の点なども場合によって必要となる。原子力規制委員会が発行する防災関連資料を今後注視していく。

<自治体の「原子力防災計画」と「原子力防災訓練」の関係>

原子力発電所等の周辺自治体（30km圏の自治体）は「原子力防災計画」を策定し、防災体制を常に整備している。それらの内容を防災関係者が理解して、事故の際に周辺住民を誘導、指示等できるようにするだけでなく、防災計画や防災体制が有効に働くかどうかを確認するために行われるのが「原子力防災訓練」である。

（参考）ATOMICA、原子力防災のための訓練（下記【参考文献】5）参照

## [関連語]

原子力事業所 → 原子力事業者が原子炉の運転等（加工、再処理、処分、輸送を含む）  
を行う工場又は事業所をいう

原子力災害対策特別措置法 → 親見出し参照(p189)

放射性物質 → 親見出し参照(p9)

## 【参考文献】

- 1) 原子力規制委員会（旧 原子力安全・保安院），” 原子力防災訓練とは”  
(<http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/genshiryoku/bousai/kunren.html>)
- 2) (公財)原子力安全技術センター，環境防災Nネット 原子力防災用語集” 原子力総合防災  
訓練” ([http://www.bousai.ne.jp/vis/bousai\\_kensyu/glossary/ke25.html](http://www.bousai.ne.jp/vis/bousai_kensyu/glossary/ke25.html))
- 4) (公財)原子力安全技術センター，環境防災Nネット “防災訓練について知りたいの  
が？” (<http://www.bousai.ne.jp/vis/box/qa/09.html>)
- 5) ATOMICA，原子力防災のための訓練  
([http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat\\_detail.php?Title\\_Key=10-06-01-08](http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=10-06-01-08))
- 6) 原子力災害対策特別措置法 第2条  
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11H0156.html>)